

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月12日
【会社名】	Y K K株式会社
【英訳名】	YKK Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 吉田 忠裕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田和泉町1番地 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル 11階
【電話番号】	03(5256)2443番
【事務連絡者氏名】	財務・経理部長 宮村 久夫
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成25年5月30日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年6月7日
【発行登録書の有効期限】	平成27年6月6日
【発行登録番号】	25 - 関東61
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 30,000百万円
【発行可能額】	30,000百万円 (30,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は平成26年2月12日(提出日)である。
【提出理由】	四半期報告書(第79期第3四半期 自平成25年10月1日至平成25年12月31日)を平成26年2月12日に関東財務局長に提出した。この四半期報告書の提出により、当該書類を平成25年5月30日に提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりである。